

令和6年塩尻市議会3月定例会提出案件について

I 提出案件数

提出案件	38件
条例案件	18件
事件案件	4件
予算案件	14件
報告案件	2件

II 提出案件の概要

【条例案件】

1 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

引用している法律の題名を改めるものです。

(建築住宅課)

2 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げるものです。

(危機管理課)

3 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

引用している法律の条項を改めるものです。

(監査委員事務局)

4 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

農業集落排水事業小曾部地区を公共下水道事業へ統合させることなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 下水道事業の経営の規模のうち公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る計画処理人口及び計画1日最大処理量を変更するもの
- イ 農業集落排水事業小曾部地区に係る規定を削るもの

(下水道課)

5 塩尻市基金条例の一部を改正する等の条例

(1) 提案理由

「公共施設等整備基金」を新たに設置することなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

- ア 「教育文化施設整備基金」、「道路施設整備基金」、「市営住宅整備基金」及び「土地開発基金」を廃止し、新たに「公共施設等整備基金」を設けるもの
- イ 「緑のまちづくり基金」、「ふるさと・水と土保全基金」及び「ふるさと振興基金」を廃止するもの
- ウ 「スポーツ夢基金」を「スポーツ芸術文化夢基金」に改めるもの

(財政課)

6 塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例を廃止する条例

提案理由

野営場等林間休養施設を廃止することに伴い、「塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例」を廃止するものです。

(農林課)

7 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

柿沢地区整備計画区域をこの条例の適用区域に加えることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

柿沢地区整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限について定めるものです。

(都市計画課)

8 塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

市営住宅等の入居に係る保証人及び連帯保証人の取扱いを見直すことなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

保証人及び連帯保証人に関する規定を削るものなどです。

(建築住宅課)

9 塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布により一部改正される「水道法」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

(上水道課)

10 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日に施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものです。

(総務人事課)

11 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

福祉委員の報酬を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

福祉委員の報酬を引き上げるものです。

(福祉課)

12 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

国民健康保険税の税率等の見直しをすることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

国民健康保険税の税率等を改めるものです。

(市民課)

13 塩尻市宗賀財産区特別会計条例を廃止する条例

提案理由

塩尻市宗賀財産区の廃止に伴い、「塩尻市宗賀財産区特別会計条例」を廃止するものです。

(宗賀支所)

14 塩尻市老人福祉センター条例を廃止する条例

提案理由

北小野老人福祉センターを廃止することに伴い、「塩尻市老人福祉センター条例」を廃止するものです。

15 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が令和6年4月1日から施行されることなどに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

令和6年度から令和8年度までの介護保険料について、第1号被保険者の保険料率を改めるものなどです。

16 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地外における他の事業所等についても認めるもの

イ 事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるもの

ウ 身体的拘束等の適正化のための措置を義務付けるもの

17 塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

栈敷介護予防交流施設及び本山介護予防交流施設の用途を廃止することに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

栈敷介護予防交流施設及び本山介護予防交流施設を削除するものです。

(以上 長寿課)

18 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正（令和5年12月26日改正）されたことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

施設の運営規程の概要等の重要事項の掲示について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けるものなどです。

(こども課)

【事件案件】

1 塩尻市塩嶺体験学習の家の指定管理者の指定について

塩尻市塩嶺体験学習の家の指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(社会教育スポーツ課)

2 財産の無償譲渡について

財産を無償で譲渡することについて、「地方自治法」第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

(長寿課)

3 財産の処分について

土地を処分することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

(産業政策課)

4 市道路線の認定について

市道路線の認定について、「道路法」第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(建設課)

【予算案件】

- 1 令和6年度塩尻市一般会計予算
- 2 令和6年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和6年度塩尻市介護保険事業特別会計予算
- 4 令和6年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算
- 5 令和6年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算
(以上 財政課)
- 6 令和6年度塩尻市水道事業会計予算
(上水道課)
- 7 令和6年度塩尻市下水道事業会計予算
(下水道課)
- 8 令和5年度塩尻市一般会計補正予算(第12号)
- 9 令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 10 令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 11 令和5年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 令和5年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
(以上 財政課)
- 13 令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算(第4号)
(上水道課)
- 14 令和5年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第3号)
(下水道課)

【報告案件】

1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 提案理由

損害賠償の額の決定について、去る1月25日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| ア 損害賠償の額 | 254,044 円 |
| | 市側の過失割合 100パーセント |
| イ 事故発生年月日 | 令和5年10月31日 |
| ウ 事故発生場所 | 塩尻市大字広丘原新田
塩尻北部公園駐車場 |
| エ 事故の状況 | 塩尻北部公園多目的運動場の草刈りをした際、草刈機が跳ね上げた小石が、当 |

該公園の駐車場に駐車していた相手方自動車の車体後部を破損させてしまった
ものです。

(社会教育スポーツ課)

2 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 提案理由

損害賠償の額の決定について、去る2月9日に専決処分したので報告するもので
す。

(2) 概要

ア 損害賠償の額 137,860 円
市側の過失割合 100パーセント
イ 事故発生年月日 令和6年1月24日
ウ 事故発生場所 塩尻市大門幸町
市道大門原1号線

エ 事故の状況

市道大門原1号線のグレーチングが、相手方自動車が駐車場に進入した際に
乗ったことにより跳ね上がり、当該自動車の後部バンパー等を破損したもので
す。

(建設課)